

生活排水対策重点地域の解除予定について

【要旨】

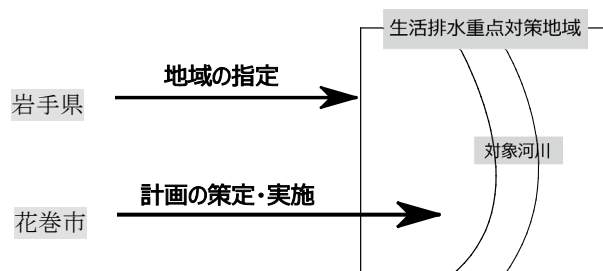
生活排水対策重点地域（以下「指定地域」という。）の解除予定について報告する。

- 水質汚濁防止法に基づき、生活排水対策が特に必要な河川等を都道府県知事が指定するものである。当該地域を含む市町村は生活排水対策を推進するための計画を策定、実施する必要がある。
- 岩手県内では現在、花巻市後川流域等を指定している。
対象河川の水質が改善しており、指定地域を解除するのが妥当である。

1 生活排水対策重点地域の概要

生活排水対策重点地域とは、生活排水により環境基準の確保が困難な河川等に対し、水質汚濁防止法の規定に基づいて都道府県知事が指定するものである。当該地域を含む市町村は、対象河川の水質や下水道設備の整備に関する目標等を設定した生活排水対策推進計画を定める必要がある。

岩手県内では二戸市白鳥川流域及び花巻市後川流域等の2箇所を指定していたが、平成28年3月に二戸市白鳥川流域の指定地域を解除した。



2 現状

- (1) 指定地域内の河川水質は改善しており、指定地域を解除するのが妥当だと考えられる。
- (2) 花巻市が実施した計画も事実上終了しているが、その評価や総括は行われていない。地域指定を解除するためには計画の評価等が必要となるため、現在、花巻市に対して評価等を行うよう依頼している。

3 生活排水対策重点地域の解除について

根拠法令に指定地域の解除に係る規定が無いため、これまで解除が出来なかった。

平成25年11月に環境省から解除方法について通知があったことから、処理を進めるもの。

4 今後のスケジュール

- ～平成28年1月 花巻市による計画の評価等提出及び関係機関意見照会
- 平成29年2月 環境審議会に諮問
- 3月 告示改正